# 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2020年2月28日

【会社名】株式会社アクトコール【英訳名】ACTCALL INC.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 福地 泰

【本店の所在の場所】 東京都新宿区四谷二丁目12番5号

 【電話番号】
 03-5312-2303

 【事務連絡者氏名】
 執行役員CFO 高橋 砂衣

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷二丁目12番5号

【電話番号】03-5312-2303【事務連絡者氏名】執行役員CFO 高橋 砂衣【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1【提出理由】

2020年2月27日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

# 2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日 2020年2月27日

# (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、2018年11月21日開催の取締役会決議に基づき、株式会社光通信(以下「光通信」という。)との間で資本業務提携契約を締結し、2018年11月21日をもって光通信が当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となりました。

当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとしておりましたが、光通信が3月決算であることを受け、また当社業務の繁閑を考慮して、当社の決算期を光通信の中間決算期に統一することにより、経営計画の策定や業務管理等の経営及び事業運営の合理化を図り、適時・適切な情報の開示に取り組むため、現行定款第36条に規定する当社の事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までに変更を行ったものであります。

事業年度の変更に伴い、現行定款第12条及び第38条も所要の変更を行い、定時株主総会の基準日及び期末配当の基準日を毎年9月30日に、中間配当の基準日を毎年3月31日に、それぞれ変更を行いました。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として附則を設けました。

(下線は変更部分を示します。)

	(下級は交叉部分をかりる)			
現 行 定 款	変 更 案			
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)			
第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準	第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準			
日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。	日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。			
(事業年度)	(事業年度)			
第36条 当会社の事業年度は、毎年12月1日か	第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日か			
ら翌年 <u>11月30日</u> までの1年とする。	ら翌年 <u>9月30日</u> までの1年とする。			
. 74 A A = 7714 = 4715 7				
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)			
第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11	第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>9</u>			
<u>月30日</u> とする。	<u>月30日</u> とする。			
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>5</u>	2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>3</u>			
<u>月31日</u> とする。	<u>月31日</u> とする。			
3 前2項のほか、当会社は基準日を定め	3 (現行どおり)			
て剰余金の配当をすることができる。				
7/4 51	7/4 51			
附則	附則   一次 4名 (1月47 じかね)			
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり) 			
	  (第17期事業年度)			
. ττ≐π \				
(新設)	第2条 第36条の規定にかかわらず、第17期の			
	事業年度は、2019年12月1日から2020年			
	9月30日までの10か月間とする。			
	2 第38条の規定にかかわらず、第17期の - 東米ケウの中間取りの基準には2000年5			
	事業年度の中間配当の基準日は2020年 5			
	3 本条は、第17回定時株主総会の終結の			
	<u>時をもって削除する。</u>			

#### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

福地 泰氏、柘植 純史氏、大橋 弘幸氏及び大高 渉氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

# 第3号議案 監査等委員である取締役3選任の件

吉岡 毅氏、小形 聰氏及び末吉 章寛氏が監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

# (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	38,732	67	-	(注)1	可決 99.701
第2号議案					
福地泰	38,647	152	-	(注)2	可決 99.482
柘植 純史	38,637	162	-	(注)2	可決 99.456
大橋 弘幸	33,369	5,430	-	(注)2	可決 85.896
大高 渉	33,371	5,428	-	(注)2	可決 85.901
第3号議案					
吉岡 毅	38,707	92	-	(注)2	可決 99.637
小形・聰	38,710	89	-	(注)2	可決 99.644
末吉 章寛	33,438	5,361	-	(注)2	可決 86.073

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
  - 2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

# (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上